

平成29年3月2日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

福祉文教委員会

委員長 渡辺一美

### 福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について  
(2) その他
  
- 2 調査の経過 3月2日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。  
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。  
その他で、魚沼市データヘルス計画について、国民健康保険税条例の改正予定について及びふたば西保育園の胃腸炎感染による登園自粛措置について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

## 福祉文教委員会会議録

### 1 審査事件

- (1) 議案第22号 魚沼市保育園条例の一部改正について
- (2) 議案第23号 魚沼市子どもの医療費助成に関する条例等の一部改正について
- (3) 議案第24号 魚沼市妊産婦医療費助成条例の一部改正について
- (4) 議案第25号 魚沼市介護保険条例の一部改正について
- (5) 議案第26号 魚沼市学校給食センター条例の一部改正について
- (6) 議案第27号 魚沼市立学校施設使用料条例及び魚沼市体育施設条例の一部改正について
- (7) 議案第28号 魚沼市重要文化財建造物保存基金条例の制定について

### 2 調査事件

- (8) 閉会中の所管事務等の調査について
- (9) その他

3 日 時 平成29年3月2日 午前10時

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 大平恭児、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、星野武男、高野甲子雄、  
本田 篤、(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、青木福祉課長、金澤健康課長、森山教育次長、吉田健康増進室長、  
星野生涯学習課長、吉澤子ども課長

8 書 記 櫻井議会事務局長、関主任

9 経 過

開 会 (10:00)

渡辺委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議します。

#### (1) 議案第22号 魚沼市保育園条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第1、議案第22号 魚沼市保育園条例の一部改正についてを議題とします。

執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長     ありません。

渡辺委員長     これから質疑を行います。

佐藤(肇)委員     今回この保育園の分園の閉園ということですが、新たに入園する方がいなくなったということで、1年先倒して閉園するというので説明をいただいております。そこでですが、平成28年度までは何人の方が利用されていたのか確認させていただきます。

森山教育次長     平成28年4月1日現在では、5歳児が2名、4歳児が4名、0歳児が1名で、29年2月1日では5歳児が2名、4歳児が4名、3歳児が1名、2歳児が1名、0歳児が2名という状況です。

佐藤(肇)委員     そうしますと、学校に上がるまでの年齢に達しないお子さんもまだいるわけなんですけど、その方々は29年度にそこを使いたいという声はなかったのか。

森山教育次長     私どもの予定はもう一年先でしたので、地区の皆さん、今通っている保護者の皆さん、これから入る年代のお子さんがある保護者の皆さんにお話をさせていただいて、その後、29年度分の入園申し込みを10月10日から31日の間に受け付けたんですけども申し込みがなかったということで、最終的に1年前倒しでやらせてもらうということです。

佐藤(肇)委員     保護者の方々は、29年度については今のつくし保育園のほうに行っていたかどうかということでも了解しているということなんだろうと思いますが、バスとか通園の体制については、今までとかわらずにやっていたのかどうか。

森山教育次長     3歳以上児については、今までどおり通園バスをします。

佐藤(肇)委員     もう一点ですが、予定より1年早く閉園するという事です。当然今後の建物等を使う予定はなんだろうと思いますけれども、29年は継続使用の予定だったので解体の予定もないだろうと思います。1年早くなったことを含めまして解体等の前倒し、当然管理費等もかかってくるだろうと思いますが、どのようにお考えかお聞かせください。

森山教育次長     建物については今後の話ということになりますので今現在は未定ということになります。

高野委員     確認になりますが、通園方法の関係です。3歳児以上はバスということなんですけど、それ以下の方も何人か該当者がいると思うんですが、その方については個々で対応という形になるんですか。

森山教育次長     結果としてはそういうことになります。今まで基本的には3歳以上だったんですけども、きちんと3歳以上というのを守っていなかったところもあって、そこら辺は3歳以上で統一させていただきたいということで考えております。確かに子どもたちの成長によって大分違うとは思いますが、小さいお子さんですとスクールバスでの送迎に危険が生じることがありますので、安全面を考慮して3歳以上ということで考えております。

高野委員     ちなみに3歳児未満でその地区から他の保育園、つくし保育園になると思うんですけども、申し込まれている方は何人くらいいますか。

吉澤子ども課長     29年2月1日現在で2歳児1名、0歳児2名であります。この3名は、少なくともつくし保育園に行くことが想定されますし、その他の子も入るかもしれませんが、その資料はきょう持ち合わせておりません。

渡辺委員長     ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第22号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第22号 魚沼市保育園条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## (2) 議案第23号 魚沼市子どもの医療費助成に関する条例等の一部改正について

渡辺委員長 日程第2、議案第23号 魚沼市子どもの医療費助成に関する条例等の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

森山教育次長 提案の際に質疑をいただいた内容で、拡大分で予算がどれくらいになるかというご質疑がありまして、私のほうで約80万円と答えさせていただきましたが、月額が約80万円ということで訂正させていただきたいと思います。金額で申し上げますと拡大分で見込んでいるのが948万円となります。今までの分が7,272万円、トータルで29年度としては8,220万円となります。大変申し訳ありませんでした。それからもう一点、その中の質疑で、ひとり親の18歳以下で20歳未満の一定の障害の状態にある方についてご質疑をいただきましたので、障害の内容を若干お話をさせていただきたいと思います。これが児童扶養手当法施行令の別表に記載されておりまして、例えば一番目としては両眼の視力の和が0.08以下の者、2番目として両耳の聴力レベルが90デシベル以上の者といった形で、身体の障害や精神の障害も出ており、17項目決められております。

渡辺委員長 これから質疑を行います。

大平委員 確認なんですけど、今おっしゃった月額80万、トータルで948万ふえるということで、昨年度あたりの数字をもとにしたのではないかと思います。今までで対象者の方の全体の数と実際の医療費の利用の割合がどの程度なのかわかりましたらお聞かせ願えませんか。

森山教育次長 対象者の人数ですと、28年3月末で全体で6,049人で、うち高校生が1,169人となっていますが、医療費については今の人数で単純に按分計算で出した金額が先ほど申し上げた金額です。提案の際にも申し上げたんですけれども、医療費については見込みが非常に難しい部分がありますので、例えば流行性の疾患が出ると当然医療費も上がってくることとなりますので、一概にこの予算で正確に見込んだかといわれると難しいところだと思います。

大平委員 私が聞いたのは、高校生全体に対して全部の人数の方が実際に入院、通院した場合の割合をつかんでいましたらご紹介願いたいということです。

森山教育次長 高校生の医療費はつかんでおりません。

大平委員 これは、後でお聞きすればつかめますか。無理ですか。

森山教育次長 なかなかつかみにくいのが現実だと思いますが、帰って出せるか調べますが、無理でしたらご勘弁いただきたいと思います。

大平委員 もう一点お聞きしたいのは、対象者は市内に住所がある方になると思うんですけど、例えば高校生で遠方のところに入學していて、住所はこちらにあるんだけどそちらのほうで在學して生活している場合も対象になるのでしょうか。

森山教育次長 住所がこちらにあれば対象になります。

大平委員 それからもう一点なんです、周知の方法です。恐らく私さっき言った、もしそういう方がいらしたら、結局医療費が拡充されたということは市報とかネットで周知はされると思うんですが、意外と関心がなくて眼中になかったという場合もあるので、そこら辺ももしそういう対象者がいた場合に学校等からも、あるいはもし市報を見なかったら承知してしないという、周知の部分については何か検討しているか、もしくは考えていることはありますか。

森山教育次長 一般的に今言われた方法が周知の方法になりますけれども、委員が最初に言われた対象者を把握するのは正直非常に難しいところですので、その方々にピンポイントに案内をすることはできないかなと思っております。できるだけ皆さんの目に触れるような形でPRしていく。例えば今言われた学校のほうに案内を出したりするなど、そういう形でやっていきたいと思えます。

大平委員 今回の拡充の部分ではないですが、今までの中学生までの対象者への周知は、その都度学校でもお知らせや連絡等で図っていたのかどうか、そこら辺はどうでしょうか。

森山教育次長 学校を通じての案内もしていました。

本田委員 市長にお伺いしたいんですけども、選挙戦でも子育て支援を強く訴えていたと思いますが、今回の23号も24号もその延長だと思えますが、これで市長の言う子育て支援は以上ということよろしいですか。

佐藤市長 これも1つですが、これは近隣の町村と比較しても魚沼市の助成の対象枠が低すぎるというところでの改正をさせていただきたいのと、24号についても近隣の市と比べて見劣りがしているということで、近隣の市に合わせる事がまず大前提で来ていますので、そういったことの取り組みと、このほかに保育料の助成も含めて、これはほかの市は取り組んでいない新たな事業として取り組んでいますので、この三本柱で一応考えております。

佐藤(肇)委員 1点お聞きをさせていただきたいんですが、この改正前も同様なんですけれども、入院等の場合の1日1,200円という規定があるんですが、これは中身についてどのようなことを対象にこの1,200円という金額が出ているのか。全額というような中でこの1,200円というのが目についたんですが。

森山教育次長 1,200円の根拠は承知しておらず申し訳ございません。

佐藤(肇)委員 医療保険各法の規定による病院又は診療所ということで、認められた医療機関で入院やそういったサービスを受けたときのことなんでしょうと思いますが、給食だとかそういった部分なのか、要は医療費とは別に支払う料金というのが入院すると出てくると思うんですが、そういったものを言っているのか、それとも医療費の部分に対する1,200円ということなのか。

森山教育次長 1,200円については、医療費に係る部分についての負担をいただくということはそうなんです、根拠については、県単の事業ですので県のほうでその金額を定めたということで具体的な理由までは承知しておりません。

佐藤(肇)委員 医療費無料化という部分の中でこういうところが少し気になったんですが、1,200円を魚沼市としてはもらわないでやりたいとか、そういうことはできないんでしょうか。入院してもゼロという助成はできないんですが。他の自治体はこうだけ魚沼市の場合には1,200円もないよという見える形での差別化ができてくるんじゃないかと私は思う

んですが。

森山教育次長 制度的にはできる話だと思います。ただ今回はこういう形で提案させていただいておりますので、そこはご了解いただきたいと思います。

佐藤(肇)委員 仮にこれをやっていこうという試算はされていますか。

森山教育次長 今回はそこまでやっておりません。

佐藤(肇)委員 市長に聞きたいんですが、その辺についてどうお考えですか。

佐藤市長 助成事業ですので、先ほど県単事業という話がありましたが、市のひとり親世帯それから障害者医療費助成ということでもありますので、その1,200円を助成するという形の定義ですので、負担を求めているんじゃないかと、そういうことで考えていますので、逆に言うと手厚い助成事業という形ではあると思います。ただ、これを2,400円にしろとかということではなくて、県の単価に定めているというのが今の現状でありますので、将来的には見直しをかける必要があればまた取り組んではいきたいと思いますが、一応そういうことで取り組みをしているということをお願いします。入院の保険適用分については全額補助という形に現状でなっておりますので、そういったことをご了解いただきたいと思います。

渡辺委員長 委員長職を副委員長と交代します。

高野副委員長 引き続き質疑を行います。

渡辺委員 今ほどの子ども医療費助成なんですけれども、新潟県は今度は近隣県に比べますとなかなかおけているという面があります。東京都のほうですとか埼玉県、群馬県では完全に中学3年生まで医療費無料ということで、530円、1,200円もかからないというふうなところまでいっています。そうすると、新潟県に戻ってきて子育てをするのが非常にサービスが悪いという形になります。ぜひ市長のほうからは知事のほうに働きかけていただいて、都それから埼玉、群馬県レベルにやっぱりしなければ新潟に戻ってきてもらえないんだというあたりを訴えていただきたいと思います。そのあたり市長、いかがでしょう。

佐藤市長 今ほどご指摘いただきました知事への働きかけ、新潟県がおけているというのは、やっぱり首都圏の東京、千葉、埼玉、神奈川に比べると見劣りするというのは、財政力の違いだろうなと思っておりますので、そういったことを含めて新潟県全体で取り組む事業としても推進をしていくと、これが人口減少に歯止めをかける、また、定住人口をふやすということへのつながりとなれば、そういった働きかけもしていかなければならないということで、市長会を通じて働きかけをするとか、そういうことで取り組んではいきたいと思えます。

渡辺委員長 委員長を交代します。ほかにありませんか。

大平委員 米山知事は、各自治体に県の交付金をやっていると思うんですけど、その辺の問題点や、本来の本質的な問題も含めて各自治体から具体的な要求や意見を聞かせていただきたいという立場をずっと示しています。今回の医療費助成の拡充についても、それぞれ佐藤市長の考え方があると思いますが、そのほかに類する医療費助成に関するものというのは結構いっぱいあるので、そこら辺の具体的な提案、今委員長がおっしゃったように具体的な提案をぜひやっていただきたいなど。子どもの医療費助成という枠を超えていろんな提案をしていただきたいと思えますし、あわせてそれぞれ市長会を通じて国についても、本来は国が率先してやらなきゃいけないということがとどまっているので非常に自治体

としては持ち出しを多くしてやっている部分がありますので、ぜひその辺も含めて市長会を通じてでもいいです。お考えをはっきり出していただきたいなというふうに思っています。これは希望です。

佐藤市長　　今ほど渡辺委員長からも話がありましたように、市長会も、町村会も同じくなんです。但し県知事との対話がしっかりできる形になりましたので、先般見附の市長からもコメント入っておりますが、そういったことで風穴がきちっと開いていますので、そういった取り組みをする中で、魚沼市全体ではなく県全体のことも含めて地域の要望を県知事に届け、また県も動いていただく、市長会も全国市長会を通じて動くという形の取り組みがこれから必要になってくると思っておりますので、そういった取り組みを市長会の中でもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

渡辺委員長　　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第23号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第23号 魚沼市子どもの医療費助成に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### (3) 議案第24号 魚沼市妊産婦医療費助成条例の一部改正について

渡辺委員長　　日程第3、議案第24号 魚沼市妊産婦医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

金澤健康課長　　ありません。

渡辺委員長　　これから質疑を行います。

本田委員　　拡充ということですが、これによって予算面で増を見込んで想定されておられるのかどうか伺いたします。

金澤健康課長　　予算面では350万円を見込んでいたところ、その倍の700万円を29年度は見込んでおります。

本田委員　　お金の流れのことで聞きたいんですけど、一般会計から補助を出すという形ですが、この妊産婦医療費助成の場合というのは国民健康保険の会計に一旦一般会計のお金を入れて、それから利用者のほうに助成という形になるのか、それとも一般会計から補助がそのまま全額出るのか、その辺のお金の流れはどうなっているのでしょうか。

金澤健康課長　　これは償還払いになりますので、かかった医療機関の領収書を持って請求していただくということで、国保とか保険者に関係なく助成します。

本田委員　　市長、確認なんです。選挙戦で訴えていた妊産婦の支援策なんですけど、不妊治療のことに無料化等に触れていたと思うんですけど、この件についてはいかがでしょうか。

佐藤市長　　不妊治療については、確定するものが私のほうで持ち合わせていなかったものから取り組みはしていないんですけど、将来的にはそこも含めてやってかなきゃいけない部分ではないかなとは思っていますけれども、かなり高額になるという場合もあると聞いていますので、これからの対応策になると思います。

佐藤(肇)委員　今回の改正によりまして、今までは妊娠の継続とか条件がついていたということなんですが、それを全くなくしたということなんですが、妊産婦になる前からの疾病、また慢性疾患とかいろいろ出てくるかと思いますが、その辺についての対応というのはどのようになさるのでしょうか。

金澤健康課長　今回の条例改正につきましては、南魚沼市が今やっている状況と同じような状況にしようということで、妊娠をする前というのは今後の検討課題だと思います。

佐藤(肇)委員　要は妊婦になったという届け出をした方がこの助成の対象になってくるといことなんだろうと思いますけれども、届け出をする時点以降のものならばこれで全ていいんだろうと思うんですが、それまでずっとかかっていたようなものがあるわけですね、慢性疾患とか持っていたらという方は。ですので、医療費の区切りとかというのがどこか出てくるんじゃないかと思うんですが、それについては対象じゃないよとかという、その辺があいまいじゃないかと思うんですが、どのようにお考えかお聞きしたい。

金澤健康課長　南魚沼市にもいろいろ聞いたんですけれども、その期間内であれば、前から虫歯がありその期間になって治療するというのも対象になるということです。

渡辺委員長　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第24号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第24号 魚沼市妊産婦医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### (4) 議案第25号 魚沼市介護保険条例の一部改正について

渡辺委員長　日程第4、議案第25号 魚沼市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

青木福祉課長　ありません。

渡辺委員長　これから質疑を行います。

大平委員　本会議の質疑の中で対象者が12名でしょうか、あったと思うんですけど、結構限定されているので周知の部分についてはどのように考えているのか。新たな特例措置なので、そこら辺お考えありましたらお聞かせください。

青木福祉課長　当然28年度に市が土地を買収する段階で、介護保険料についてはその分所得としてみなされますという説明をした中でご本人にご案内していますが、現在になって出てきた条例でございますので、対象者はわかっておりますので条例が可決した段階でご本人にご案内したいと思っております。

大平委員　これも確認なんですが、時限措置ではなくてこのままずっと引き続きやるという理解でよろしいですか。

青木福祉課長　今回の条例につきましては、政令の改正ということで29年度に限った改正でございます。なお、29年度中に法改正によりまして法の中で明記されると思いますので、今度は条例の本則の中で規定することになると思っております。

大平委員　恐らくそういうふうの流れとしてはなると思うんですけど、これからどういう形



で対象者が現れるか読めないところはありますが、恐らく結構限定されていると思うので、例えば自然災害だとか不測の事態でそういう土地の売買を行ったときの、その方に資料を添付することはされるつもりでしょうか。

青木福祉課長　市で買収を行う場合はそういった資料を添付してございますので、説明の段階で資料を本人が目にするということになります。

渡辺委員長　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第25号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第25号 魚沼市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### (5) 議案第26号 魚沼市学校給食センター条例の一部改正について

渡辺委員長　日程第5、議案第26号 魚沼市学校給食センター条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長　ありません。

渡辺委員長　これから質疑を行います。

大平委員　これも確認なんですけど、調理の職員体制というのは現状のままでスライドするのか、それとも若干変更があるのか、もし変更があったら聞かせてもらいたいんですけど。

森山教育次長　人事の異動の関係はまだ未確定でございますけれども、例えば堀之内小学校の調理場が新しくなったときには、やはり現有の体制よりちょっとふやさないと広がって動きが大変だということがございましたので、今回の湯之谷小学校の場合も少なくとも現状は当然で、場合によるとそれよりもちょっと多くなるという感じで考えております。

大平委員　今もう具体的に運用が始まるわけで、作業も移転に伴う前に細かなレイアウトの周知だとか、いろいろ作業場でやらなきゃいけないことは多分いっぱいあると思うんですけど、そこら辺は今もって決まっていないと、人数自体決まっていないとおっしゃったような気がするんですけど、そこら辺は。

森山教育次長　異動の内示発表がこれから先ですので、具体的に言えないということで、業務としては検討を進めているところです。

大平委員　これも確認なんですけど、堀之内の調理場と今回の湯之谷小学校の新校舎のセンターは同等か、もしくは相違があるかどうか、そこら辺いかがですか。スペース的には違うんじゃないかと思うんですけど、機能的にはどのような形になるのか。

森山教育次長　機能的には今の給食の設備に合った形でしていますので、そんなにかわりはないということでございます。

佐藤(肇)委員　今回井口小学校の給食調理場が新しい学校に移るということなんで、その辺の改正なんですけれども、残る調理場なんですけど、体育館と一緒にそのまま残ると。中身については、必要なものは新しい湯之谷小学校に移動するというようなお話があったんですけど、施設全体というのは使えるような状態で残していくのかどうか、その辺の確認をお願いしたいのですが。

森山教育次長 基本的には調理場としての機能を残すということは考えておりません。あくまでも体育館棟自体が学校の管理の第2体育館という施設になりますので、学校の管理下でどう使用していくかということになります。

佐藤(肇)委員 今回の体育館は、災害のときの避難所だとかそういった面でも活用されるということで今の井口小学校の体育館を残されるということだろうと思うんですが、それと同様に給食施設自体が災害の炊き出しだとかいろんなのに使える。要は、魚沼市で災害があったときは、それぞれ小学校等が避難所でできるわけなんですけど、広域の災害の対応ということで魚沼市がよそから受け入れるとか、そういった事態になったときは、民間の調理場は当然一番頭にあるんだらうと思いますけれども、施設的にそういったところには今の井口小学校の体育館というのは対象にしていけるというような、その辺を見据えたときに機能的にはしっかり残していったほうが私はいいんじゃないかなと。使う、使わないは別にしても、ちょっと手をかければすぐに使っていけるとか、そういう機能というのはどうなのか。もう一点は、市内に何カ所も給食センターあるわけなんですけど、そういうところで事故等があったときに給食ができないとかというときの代替施設的な意味合いということについてはどうなのか。ほかの給食調理場で事故があったときの部分もカバーし合えるような体制であればいいんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

森山教育次長 調理場の施設として数は少ないより多いほうがいいというのは理解できますが、ただ、今ほど言いましたように学校の施設ということになるので学校の使い勝手がまず最優先されるのかなと思います。あと、災害のときの炊き出しの話もございましたが、ほかの避難所についてもほかのところで炊き出ししたのを持ってくるという方法をとっておりますので、そういった意味では特別あそこだけを残す必要があるかどうかというのは検討の余地があると思います。市内の調理場が使えなくなったときの代替施設という話もありましたけれども、29年度に調理場の再編計画を策定しますので、その中で議論していきたいと思います。

大平委員 備品関係なんですけど、多分全部一新するのではないかと僕は思うんですが、調理器具や食器等々かなり雑多なのがいっぱいあると思うんですけど、そこら辺の措置というのは、再編計画とおっしゃったので、その中で決めていくのか。ある程度、例えば他の調理場に持っていったり、あるいは使えるものは引き続いて持っていったりという作業は進んでいるんですか。

森山教育次長 今進めている最中です。

渡辺委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第26号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第26号 魚沼市学校給食センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## (6) 議案第27号 魚沼市立学校施設使用料条例及び魚沼市体育施設条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第6、議案第27号 魚沼市立学校施設使用料条例及び魚沼市体育施設条例

の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長　　ありません。

渡辺委員長　　これから質疑を行います。

佐藤(肇)委員　　今回、今後使わなくなる井口小学校の体育館を湯之谷小学校の第2体育館として登録する。また、グラウンドについてもそのような取り扱いということなのですが、学校施設という形で残されるわけなのですが、学校と離れたところに行けるといって、ここには職員等がないということだと思えます。管理なんかはどのような形で実施されるのかお伺いします。

森山教育次長　　実際の昼間の管理は学校と協議を今もやっていますけれども、これからきちんと詰めていくことになりまして、あと、社体としての利用がございまして、そちらのほうはほかの社体の管理と同じように近隣の方をお願いして鍵を預かっていただくことも考えられると思えます。

佐藤(肇)委員　　4月1日からということなのですが、その辺の調整というのはまだこれからというようなことなので、新しい湯之谷小学校が開校すればすぐにそこはこういう形になってくるんだろうと思うんですけども、この移行期間といいますか、引っ越しだとかそういった作業があつて実際に使い始めるのはちょっと先になるのかなというふうに私は思うのですが、どのようにその辺考えていますか。

森山教育次長　　できれば早くきちんとした形で利用していただきたいというふうに思っていますが、やはり引っ越しがありますので、校舎棟できちんと4月の開校までに持っていなくてもいいものが一時的に今の体育館棟に保管されることも想定できますので、場合によると第2体育館の利用は若干おくれる可能性もあります。

渡辺委員長　　ほかにありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第27号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第27号 魚沼市立学校施設使用料条例及び魚沼市体育施設条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## (7) 議案第28号 魚沼市重要文化財建造物保存基金条例の制定について

渡辺委員長　　日程第7、議案第28号 魚沼市重要文化財建造物保存基金条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長　　ありません。

渡辺委員長　　これから質疑を行います。

大平委員　　今回、佐藤家と目黒邸を想定して、そのための基金ということで説明があつたと思います。特に昨年佐藤家の改修で結構大変な金額がかつたと伺っていますが、佐藤家の修理、年ごとというか、修理のサイクルというんですかね、そういうのもあわせてどの程度維持管理にかかっているのかお聞かせ願いたいと思います。

森山教育次長　　一般的にカヤのふきかえは20年ごとに行い、差しガヤについては5年ごとに行うのが目安のようでございます。今ほど言われた佐藤家の部分は、27年、28年の2カ年

工事になりますが、総経費で3,641万円ということです。

大平委員 目黒邸のほうはいかがですか。

森山教育次長 目黒邸は、平成24年、25年、26年の3カ年で行い、総経費で1億863万2,000円ということでございます。

大平委員 合わせると結構な金額になるという形で、そんなに頻繁ではないようなところもあるんですが、実際に目黒邸の基金があって使い切るという話をされていたと思うんですが、どの程度積むのか、その見込みはどの程度考えていますか。

森山教育次長 当初予算での話になると思うんですけども、予定では年間1,000万円ずつ積み立てをしていきたいと思っております。

大平委員 何年計画くらいでどの程度か。

森山教育次長 目黒邸も佐藤家もずっと継続していきますので、そうすると先ほど言いましたサイクルで工事が回ってきますので、それに合わせた形でお金を毎年積んでいきたい。それが1,000万円で、ずっと続くということです。

大平委員 改修については、業者がすごく限られていて県内でもそんなにあるわけではないと伺っているんですが、そういう遠方になる業者に対してその分余計な維持管理費の上乗せが結構かかってくると思うんですね。守門というのはご承知のように市内でも結構雪が多い。そして佐藤家があるところはその中でも多いところなんですね。付近の方にお聞きしますと、除雪の管理が非常に大変だということで今まで難儀をしてきた。市の管理になって、前は大倉の方が手弁当でやっていたんだけど、今はその方も高齢になって作業自体も大型の重機が入りづらいところで結構難しいので、オールシーズンを通しての管理というのが非常に大変になるんじゃないかというふうに心配されていたんですね。そこら辺を見込んだ基金、体制のあり方も考えていけないと思うんですが、そこら辺の見通し、現状をどのように捉えていて、金額的にこれで本当に足りるのかというのも、別のところで出すこともあると思うんですが、検討されているのか確認させてください。

森山教育次長 確かに佐藤家の元当主さんといいましょうか、高齢になり通常の維持管理がだんだん難しくなってくるということはおっしゃるとおりだと思います。今の基金の関係は、基本的には大きな工事に備えての基金ですので、通常の維持管理運営費については、今大平委員が言われたようなことも含めて、いつまでも高齢の佐藤さんができるわけではありませんので、考えていきたいと思えます。

大平委員 これも確認なんですけど、今回この基金を起こすということで、これを考えるきっかけになったこと、国の補助を受けてもできないという金額で新たに基金を積まないという判断だと思うんですが、そこら辺でどの程度不足が見込まれていて、そして基金を積むことによってそれが全て解消される、あるいは若干解消されるとか、その辺の見込みを検討されるときにどのように考えていたのか。国の補助金か交付金かわからないのですが、金額もあわせて承知してましたら聞かせてもらいたいんですけど。

森山教育次長 カヤぶき屋根の差しかえのときは国の補助が65%、市で残りの35%を持ち、差しガヤのときは国の補助事業で50%、残りを市で持つということになっています。先ほどもお話をしましたが、例えば目黒邸ですと3年事業で1億というお金を出さなければならぬ。これは、ある程度時期がわかりますので、その時期にそのお金がたまるように計算して大体1,000万ということ考えております。

佐藤(肇)委員　今回のこの条例で、今ほど説明の中で大規模修繕等についてこの基金を使いたいという話があったんですが、第1条には管理保存に要する費用ということ書いてあります。日々の管理の部分で当然毎年予算組みしていただいて維持修繕等もしていただいているんだらうと思うんですけども、基金を使わなければならないのはどの程度の範囲を想定しているのか。要は修繕費等が1,000万円を超えるような事業が出た場合は基金から、そうじゃない場合は日々ののとか、そういうある程度区分けがないと、これちょっと曖昧で何にでも使えそうな形の基金になってしまっているような気がするんですが、その辺についてはいかがですか。

佐藤市長　条例の基本的な部分についてお答えをさせていただきます。数字の面については次長から説明していただきますが、管理保存というのは、基本的に維持管理の話ではないんです。あくまでも保存するために必要な部分をやるために多額の経費を要するので基金条例を設置してやるということですので、そこは通常の、先ほど大平委員からも話がありました、維持管理の部分は毎年度予算で必要な部分は措置をしていこうということであり、管理保存に関する部分ということでご理解いただきたいと思えます。

森山教育次長　今市長が考え方の部分をお話しいただきましたが、そういう考え方でいくと、シミュレーションをすると年間1,000万の積み立てでおおむね賄えるということでございます。

佐藤(肇)委員　今ほど想定されたのが屋根のふきかえが20年周期だというお話なんです、そればかりではなくてやはり大雪が降ればどこかが傷んだり、あっちが崩れたらこうなるとかというの出てきますし、当然本体の経年劣化というようなことで修繕、修理がきまとうわけなんです、要はだんだん建物が古くなれば金がかかってくるということになるんだらうと思えます。同じ状態で保存するためには、いずれ全体を解体修理みたいな形も考えなきゃいけないという時期も出てくるんじゃないかと思うんですが、今回想定した範囲をもう少し大きくしていったほうがいいんじゃないかという気がするんですが、そういったところはいかがですか。

佐藤市長　先ほど申し上げましたように、例えば基礎が崩れるとか、壁が落ちるとか、家屋が傾くというの管理保存になるわけですけども、今はそこまで考える必要があるのかなという。先ほども話に出しているように、カヤのふきかえだとか差しガヤという部分である一定の期間で修繕をしていく必要があるだらうということに対する財政対策ということですので、万が一基礎が災害によって崩落したとか、そういったことに対する財政出動とは別に考えればいい話だと思っておりますので、基金の条例としてはそこまでは想定していないと、ただ、基金の性質上、将来にわたってある程度予測ができるものについて積み立てをして平準化をしていこうということで設置したいということですので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

大平委員　もう一点確認させてもらいたいのですが、想定されている基金の補修と管理の部分について、カヤぶきだったらカヤ、あるいは木材、その原材料については、調達は今どようになっているかわかったら教えていただきたいんですけど。

星野生涯学習課長　ふきかえ等の資材につきましては、魚沼市産のカヤを主力に使っています。足りない部分につきましては、県内産、県外産も一部ありますが、できるだけ市内のものを使うようにしています。

渡辺委員長　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第28号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第28号 魚沼市重要文化財建造物保存基金条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (11:03)

再　　開 (11:15)

渡辺委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。

## (8) 閉会中の所管事務等の調査について

渡辺委員長　日程第8、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出たいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定しました。

## (9) その他

渡辺委員長　日程第9、その他を議題とします。執行部から報告事項等はありませんか。

金澤健康課長　お手元に配布させていただきました魚沼市データヘルス計画ですが、2月22日、国保運営審議会において審議いただきましたので簡単に説明させていただきます。この計画は、あくまでも市民の約4分の1に当たる国民健康保険加入者の診療状況や健診の結果から健康課題を把握して効率的な健康づくりに取り組む指標とするものであります。残念ながら市民全体を対象に分析した内容ではありませんが、協定を結んでおります協会けんぽでも魚沼医療圏域のデータ分析をされておりまして、聞くところによると全体に特徴的な部分については大差がないというような話をいただいております。(資料「魚沼市データヘルス計画」により説明)

渡辺委員長　これから質疑を行います。

佐藤(敏)委員　今の資料は、国保を対象ということだったように伺いましたけれども、健康寿命が一番大事だと私も心得ていますが、私が理解している中では全国平均だと、男女違いますけれども10歳から12歳くらいなんじゃないかと思いますが、私の勘違いだったのかどうか伺います。

金澤健康課長　国が発表しているデータですと男性が9.13歳、女性が12.68歳ということで発表されております。この計画に載っている健康寿命と平均寿命の差は、計画策定に当たって国保で定めた計算式に基づいておりますので大分差がございます。それから、国保のほうは高齢者の方が多いということもありますので、若干そのあたり加味されているのか

などと思います。

佐藤(敏)委員 計算の出し方が違うということもあるんですけども、国保が年齢構成が高いからこの差があるというふうに理解してよろしいですか。

金澤健康課長 計算の方法も違いますけれども、多分そういう部分もあるのではないかと認識しています。

佐藤(敏)委員 私もずっと健康寿命の延伸については、これが一番大事だというふうに考えていまして、これを縮めることによって医療費が少なくなって病院のベッドが空くということですので、転ばぬ先の杖というか、病気になる前に予防を張って健康管理をしていくと、病気になったらコロリといくと、こういう指導をしていくことが肝要だと思います。まだよく見ていませんが、ここに目標が書いてありますけれども、ちょっとその辺の具体的な、どうしたら健康寿命の延伸ができるか、この資料の中でどこをよく読めばいいかちょっと教えてください。

金澤健康課長 19ページにありますけれども、第7章、主な保険事業ということで6点ほど挙げております。生活習慣病予防の普及啓発事業、健康診査事業、特定保健指導事業、生活習慣病重症化防止事業、重複頻回受診対策事業、後発医薬品使用促進事業ということで、この6点について以下21ページまで詳細を記載しています。こういったことで健康寿命の延伸を図っていきたいという考え方です。

佐藤(敏)委員 確かに今言ったことも大事だと思うんですけども、一方で、この間も出ましたけれどもボーリングとかゲートボールとか輪投げであったり、また、ボランティア活動、力を使った、そういったことが非常に頭や体を使って健康寿命の延伸につながるというふうに思うんですけども、そういった施策についてはいかがでしょうか。

金澤健康課長 今ほどの中に運動を継続していく人の割合をふやすというようなところもうたっているわけですが、これについては健康ポイントということで29年度から始めます。全てをあわせて健康寿命の延伸に取り組んでいきたいというふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。

大平委員 ちょっと確認させてもらいたいんですが、7ページの死亡原因の比較及び状況の中で、赤丸のところは2位、3位、6位、生活習慣病の順位が書いてあるんですが、ここが非常に大事なところで、予防医療で取り組んでいかなければいけないというところであると思うんですが、気になるのはがんで、県、国よりは低いよというところですが、非常に気になる場所なんですけど、ここについての何か集中的な、例えば、がんと言えれば早期発見、早期治療ということをずっと言われていて、そこの受診率に対して発見が早ければ治療が進んでいるので死亡に至らないということ、すなわち佐藤委員が言ったように健康寿命が長くなるということにつながる流れがあると思うんですが、がんの検診及び受診の状況を今どのように捉えているのか、ちょっと聞かせていただきたいんですけども。

金澤健康課長 委員おっしゃるとおり、がんの予防に対しては早く見つけることが一番重要だと認識しております。受診率を上げていくということに重点を置いて取り組みたいというふうに思います。

大平委員 その具体的な中で、やっぱり回数をふやしたり場所も魚沼市は広いので特定の場所に来なさいよということではなくて、旧行政区でやっていたような取り組みを、原点回

帰じゃないですけど必要に応じて経費をかけて率先してやるような保健事業の1つの柱としてやっていくべきじゃないかなと。44.1%とすごく高いもので、ここは無視できないなと僕は見た印象を持ったので、ぜひその辺取り組んでいただきたいのですが、その辺計画はあるんでしょうか。

金澤健康課長 健診会場については、特に広げるという方向ではなく総合健診を利用していくという部分で考えております。今までの健診会場で総合健診ができますので、簡所的には減る傾向にあります。保健師の数も限られておりますし、今後そういったことで地元と話をしながらご理解を得るところからしていこうというのが前々からの計画でありまして、その方面で進んでいきたいと考えております。受診率を上げる努力は、いろいろなアイデアを出してやっていきたいと思っております。

大平委員 何かちょっと取り組みが非常に後ろ向きかなと聞いた印象なんですけど、生活習慣病もそうなんですけど、やっぱりある場所で総合健診やりましたというだけの結果のやりとりだけでは、なかなか魚沼市、高齢化が進んでいて、健診もそもそも満足に受けられないような人たちも今後出ることが予想されるわけですよ、今よりも。そうすると、やっぱりこまめに保健活動だったり、あるいは受診の状況だったり、その都度やりとりをしながら生活習慣も含めて丁寧な繰り返しの指導とか、繰り返しの受診の呼びかけとか、あるいは必要に応じて健康相談だとか、食改の方々の食生活の改善だとか、今まで取り組んできた実例があるわけですよ。やっぱりそういうのもしっかり総括して検証した中でこういう方向がいいのかというのが見えてくるものがあると思うんですけども、検討はされているんじゃないかと僕は思っていますけれども、そこら辺ちょっと、今お聞きした中ではなかなか見受けられなかったもので、実際に検討されて考えられてきたのかどうか改めて聞きますがどうですか。

金澤健康課長 健診会場が少なくなってくるという話をしましたけれども、その分、保健師の訪問関係を充実していくと思います。保健師の基本は地区担当を割り振って訪問というところだと思いますので、そちらにウエイトを置きたいと考えております。

大平委員 ほかの方々との連携はどうですか。例えば食生活を改善するような方々と保健師さんと、あるいは必要があれば介護や食生活改善推進員の方々や栄養士、それらの連携はどうなっていますか。

金澤健康課長 私どもの管理栄養士、食推の皆さんの連携は十分できていると思っていますし、保健師との間でも訪問した結果をもって栄養指導が必要であれば管理栄養士に相談し、また、食推の皆さんに協力していただいてやっているような事業もあります。連携は十分取れているものと私は認識しております。

大平委員 せっかく非常に貴重なデータで、1年でまた来年は新しいのが出てくるということですが、まとめるのは非常に難儀な作業で、これはなかなか手がなかったので取り組みなかったと、仕方ないので法に基づいてやらなきゃいけなくなったという趣旨の話だった中で、介護と同じように3年ごとにやるということで、その辺の体制については、今後本当にこのような計画が、詳細なデータなので非常に職員的にはきつい作業ではないかと思うんですが、そこら辺何か考えていることはありますか、体制について。

佐藤市長 先ほど冒頭に課長から説明がありましたとおり、まだ義務規定ではなかったということで、取り組みも若干緩かったというのもあるんですが、データ自体が市で調べたデ



一タだけではありませんので、そういったものを参考にしながらつくり上げ、1年間取り組みを実施して、また反省も含めてこれからの作業になってくると思っていますので、職員の負担だけが多くなってきているものではありませんので、そこはしっかりとこれから見ながらやっていかなきゃいけない部分じゃないかと思っています。それから、がんの受診の関係もありましたが、健診車が動くことも1つあるかもわかりませんが、逆にいうと公共交通をしっかりと利用した形で受診いただけるということも考えた中でやっていかなきゃならない部分だと思いますので、受診率を上げるということが結果をよくしていくということだと思いますので、そういった取り組みも含めてこれからやっていかなきゃならない項目だと思っています。

星野委員 最初に、3ページにありますKDBシステムの計算方法なんですけれども、ここにあります介護認定者数というのは、8ページにあります要支援1、2から要介護5までの方が対象になるということでしょうか。

吉田健康増進室長 介護認定者数につきましては、要支援1からの数で間違いのないと思います。

星野委員 6ページでございますけれども、ここへ書いてあります平均寿命、健康寿命の表がありますが、実は私これを見て非常にがっかりしたところがあるんですけれども、きょうの新聞情報によりますと、国の男性の平均寿命が80歳を超えたという中で、魚沼市はもう少し健康な人が多いんじゃないかと思っております、健康寿命ももう少し長いというふうに思っていたわけなんです、これは国保の加入者を対象に算出したシステムということなんで、そうすればそうかなという感じもするんですけれども、その下に厚生労働省の健康寿命とは算出方法が異なりますということになってはいますが、できれば、これは国保の計画です、これはこれでいいとしましても、魚沼市の健康づくり計画あるいは健康うおぬま21の中には出ていなかったと思うんですけれども、国保の加入者数が全人口に占める割合が約3割というのが4ページの国保加入率で60歳未満と60歳以上を足したのが全体の数になるんじゃないかと思ひまして、3万7,000人のうち約9,500人が国保加入者ということですので、残りの方が協会けんぽということだと思うんですけれども、できればその辺を足した中での、厚生労働省が出しているのと同じかどうかわかりませんが健康寿命をできたら算出していただいた中でしていかないと、市全体のがわからないんじゃないかと思ひますけど、その辺いかがでしょうか。

吉田健康増進室長 以前も星野委員からそのようなご質問がありまして、実は厚生労働省の補助金をいただいた算定プログラムがございます。そちらのほうで私が算定したデータがございます。ただ、これにつきましても、国や県の考え方というのがいわゆる国民生活基礎調査に基づいた健康であるかないかの聞き取りの中でのデータがありますので、そちらのほうと今回の算定したプログラムではデータの的には違っております、介護認定者数、私のほうでやったのは要介護2からの認定者数の方をプログラムに基づいた中で算定したデータがあります。それに比べますと、やはり今回の国保の計画は平均寿命と健康寿命の差が大分開きがあるということが考えられます。

星野委員 その辺の計算方法によって大分違ってくるといふことだと思いますので、これはこれとして国民健康保険に加入している方々を対象とした計画でいいと思ひますけれども、さっき言いました健康うおぬま21等との整合性もありますので、やはり魚沼市全体の

健康寿命なりを出した中で市全体の健康計画を当然考えていかなければならないかと思っておりますので、他市におきましても最近いろんな市で健康寿命が2歳くらいしか離れていないというも出ていますので、やはり厚生労働省等のも出して行って、これを公表すると非常に悪いということになりますので、その辺も考慮していただきたいと思いますが、いかがですか。

佐藤市長　これと同じものを厚生労働省でつくっているかどうかという問題もありますので、そういったことで、これと同じセットで考えるということが非常に難しいのではないかと私は思っているんですよ。ですので、比較できるものについては比較できるところでわかるようにしておくべきだと思いますけれども、今委員がおっしゃるように厚生労働省が出しているのと同じ形で作ってれば比較対象はしっかりできるんだろうと思うんですが、なかなかその辺は調べてみないとわからないと。で、厚生労働省の平均寿命だとか健康寿命を出しているかもわかりませんが、全体的にその部分が出ているかどうか調べてみて、比較対象にできるのであれば参考として出していく必要もあるのかなと。それは、これからの課題ということで、調査してみないとわかりませんので、意見としていただきたいと思っております。

金澤健康課長　星野委員から前にも質問がありまして、吉田室長が今ほど申しあげましたように試算を一応してみました。魚沼市につきましては、健康寿命と平均寿命の差が男性の場合、年度によって違うんですけども25年度ベースで1.81、女性は3.64という数字が出ています。あまりに開きがありましたので、これが実際にどうなのかというのはわからない状況です。ただ、新潟市ですとか長野県の諏訪市などのデータを見ても、国のデータより随分差があるということもありますので、あながちうそでもないかなという気がしています。

星野委員　今ほどのようなお話でございますので、これは国民健康保険を対象としていますので結構ではないかと思えますけれども、市全体としては先ほどの健康うおぬま21の中には市全体の今ほどのような数値で、私が見ている限りではそっちのほうがむしろ市全体としていいのではないかと思われますので、そこも加味した中で今後やっていただきたいと要望して終わります。

佐藤(肇)委員　1点、資料の見方について教えていただきたいんですが、2ページに健診結果の回収率があります。これは、健診を受けて異常や要受診などの指示をしていただいて、その結果が戻ってくる回収率か、それとも指摘をされても受診しなかったという数字なのか、聞かせていただきたいのですが。

金澤健康課長　要受診ということがありますと、医療機関に行かないといけません、そこで診療を始めたよという通知をいただくことになっております。その回収率です。

佐藤(肇)委員　そうすると、この中には要は受診されたけど異常なかったというのが保険者に戻っていないということもあるんでしょうか。何か数字に非常に開きが、実際これだけの人が指摘を受けて受診をしていないのかなと思ったんですが、回収率の数字を上げていくのも非常に大切なのかなというふうに感じたわけなんです、その辺についてはいかがでしょうか。

金澤健康課長　またご意見をいただきながら、きちんとした数字になるよう改善していきたいと思っております。

高野委員 早期健診、早期発見という形で、特にがんの関係についてはあれだと思うんですけども、それで気になるのは、早期健診の関係になりますと、これは国保加入者になりますけれども、特に40代、50代の人たちの受診率を上げるのが非常にポイントになるのではないかという気がしております。したがって、企業への協力も含めた形で進めるのがよいのではないかと考えていますが、その辺はどうでしょうか。

金澤健康課長 協会けんぽですとか共済組合、大企業健康保険等があるわけですけども、そういったところは保険者ごとにやっております。会社であれば産業医も持っております、きちんとした健診体制ができておられると思っておりますので、市のほうから働きかけというよりも、各企業がきちんとやっていく。あと、保険者がきちんと指導していくということだと思っておりますので、そういった方向で考えています。

高野委員 企業的に理解いただくということが非常に大事だと思うので、産業医を持たないような中小企業の方についても、市をあげて健康づくりということで事業主さんに協力を求めるということが非常に大事になるのではないかなと思っておりますけれども、要望でもありますけれども、ぜひその辺お願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

金澤健康課長 健康づくりにつきましては、保険者に関係なく市としては健康うおぬま21で指導もしておりますし、取り組みもしております。

本田委員 委員の中から各論についての質疑があったと思うんですが、具体的な各論に対する実施計画というのが、1ページにある国民健康保険第二期特定健康診査等実施計画の中に盛り込んであるということよろしいでしょうか。

金澤健康課長 そのとおりです。

本田委員 そうしますと、29年度のデータヘルス計画と一体的に策定するということが、今後のスケジュールについてお伺いしたいんですが、実施計画は29年度のデータベースの計画を受けてのプランというのがどの時期に出てくるのかお伺いします。

金澤健康課長 第二期の特定健康診査等実施計画ですけども、計画の始期として30年からになっておりますので、それにあわせてデータヘルス計画も30年からということになります。一緒につくるということではなくてばらばらになりますけれども、始期をあわせて29年度中に策定をして、29年度末にまた報告させていただきたいと思っております。

本田委員 このデータヘルス計画のデータのソースについてお伺いしたいんですが、さまざまところから集めてきたと思っておりますが、2年か3年ほど前にコホート研究もやられていたと思っておりますが、そのデータは入っておりますか。

金澤健康課長 コホートの関係は、まだ先がありますので気の長い話でありますので、そういったデータは入っておりません。今データとして使っておりますのは、KDBシステムという国保のデータベースシステムというのが国のほうでつくられておまして、そのデータが基礎になっております。

本田委員 そうはおっしゃいますけれども、確かにコホートは長期でありますし、データベースも全市民ですので正確にはここの母集団が違うと思うんですけども、ただ、あの時点で考察もそれなりにされているわけでありまして、それらも加味した中で、保健活動の中で得られた情報に加えて考察に含めたほうが、より詳細な考え方ができると思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

金澤健康課長 国保のデータヘルス計画は、国保の対象者のみというデータを使っております。

すので、データベースに入っているデータで策定しておりますので、コホートとかという部分まで一緒に入れてデータ分析をするというような格好にはなっておりません。おっしゃるとおり全部入れてという話もわからんじゃないですけども、一応そういう形になっておりますので、これでさせていただきたいと思えます。

吉田健康増進室長　このデータヘルス計画というのは、それぞれの保険者がつくらなくてはならないというものです。社会保険であれば、共済組合などそれぞれの保険者が自分のところでそのデータに基づいてつくり指導をするというものですので、私ども魚沼市は国民健康保険の保険者になりますので、国民健康保険に限ってつくらせていただいたということになります。

渡辺委員長　委員長職を副委員長と交代します。

高野副委員長　引き続き質疑を行います。

渡辺委員　先ほどこれデータヘルス計画の期間は3年を1区切りにしますと1ページにありましたが、今後は5年ごとの計画になるというふうに言っていたようですが、確認です。

金澤健康課長　今までは3年ということでありましたけれども、30年からは5年になります。

渡辺委員　それからもう一点の確認なんですけれども、先ほど話にありました8ページの介護保険事業計画の中からの要介護認定の状況というのは、これは魚沼市全体の65歳以上の人口の中でのデータだと思うんですけども、国保に限るわけではなく、これが魚沼市の実態ですから、国よりも悪いということがまず前提として今後考えていかざるを得ないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

吉田健康増進室長　要介護認定の状況でございますけれども、これにつきましては年齢が65というのもありますけれども、65歳未満についても介護認定を受けられる方もおられますので、その点につきまして、これをベースにした中で、先ほど健康寿命のほうでも若干触れさせていただきましたが、大体何歳くらいからというのもありますので、そういったのも加味した中で検討していきたいと思えます。

渡辺委員　私が聞いたかったのは、8ページ上段のデータは魚沼市全体であり人数、割合でありますから、そうすると隣に、確かに認定率を見ると県は19.1%、市は19.0%ですから多少いいというふうになりますが、要介護3以上につきましては、申し訳ないのですが全国も県よりも認定率が高いという悪いところからの出発だという認識でよろしいですねというところを確認したかったのですが、いかがでしょうか。

金澤健康課長　おっしゃるとおりです。

渡辺委員長　委員長を交代します。ほかにありませんか。(なし) 本件については、以上とします。ほかにありませんか。

吉田健康増進室長　お手元に資料を配布させていただきました国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。昨年12月22日の平成29年度税制改正大綱の閣議決定によりまして、地方税法等の一部改正がこの3月末に成立する見込みでございます。つきましては、所要の改正を行うものでございますけれども、議会の審議のいとまがございませんので、年度末に専決処分をさせていただき予定で考えておりますので、次の議会で報告させていただきたくよろしくお願い申し上げます。(資料「国民健康保険税条例(例)の一部を改正する条例(例)」により説明)

渡辺委員長　これから質疑を行います。

佐藤(肇)委員　　これの適用は何年何月何日からですか。

金澤健康課長　　平成29年4月1日からでございます。

渡辺委員長　　ほかにありませんか。(なし) 本件については、以上とします。ほかにありませんか。

森山教育次長　　保育園の登園自粛についてお話をさせていただきます。前回すもんこども園についてお話をさせていただきましたが、今回ふたば西保育園の感染性胃腸炎による登園自粛についてであります。2月16日午後3時30分過ぎに4歳児で嘔吐をする園児が複数出ているという報告がありまして、それを保健所へ報告し、保健所から直接来ていただいて施設で状況確認と指導を受けました。翌17日には、園児が100名、職員24名、そのうち欠席者で園児が39名、職員が1名という状況になりました。それを受けて再度保健所に対応策を相談したところ、感染拡大予防策は十分にとられていると、終息を待つしかない状態であると言われまして、欠席園児が1割を超えているのを目安として、前回と同じですけれども登園自粛の措置を考えるしか策はないと助言をいただきました。それを受けて18日から20日の土日を含めた3日間の登園自粛をしました。登園自粛後の胃腸炎症状による欠席者ですが、21日が11名、22日が1名、23日が0名で、新規感染者は21日から3日間出ていませんので、一応終息をしたということでございます。

渡辺委員長　　これから質疑を行います。(なし) なければ、本件については、以上とします。ほかにありませんか。(なし) 委員の皆様からは意見、協議事項等はありませんか。

本田委員　　子育て支援についてなんですけれども、市長、三本柱という話をされました。今、条例改正2つ出まして、もう一本の保育料についてであります。第2子無料化の件でありますけれども、やるということによろしいでしょうか。

佐藤市長　　規則ですので、議会に提案しない長の権限ということで、規則のほうで改正させていただきますので、やります。

本田委員　　その話をお伺いしているんですが、委員会でも何かしら報告等があったほうが、よりわかりやすいとか、手順論になってしまいますけれどもはっきりした形になるかと思しますので、その報告がほしかったというふうに思っておりますので、改めて市長、いかがでしょうか。

佐藤市長　　全ての規則、規程を報告するというのはなかなか難しいかも知れませんが、主要な施策の1つとして私、掲げていますので、その辺が皆さん方にしっかり伝わっていなかったのは反省をさせていただきますが、所信の中でもしっかり出してありますので、そういったことをご理解いただきたいと思いますし、必要があればそういった資料も、規則ですので出せるようにしたいと思います。

本田委員　　細かい話のところだけお伺いしたいんですが、恐らく4月1日からだと思いますけれども、いつからかという話と、予算面の話も、特別委員会ありますけれども報告できる範囲でお願いします。

佐藤市長　　実施時期については4月1日からということで、年度の途中、月の途中ではやらないのが本来の条例、規則、法律の原点だと思いますので、そういったことで4月1日からやりたいと思います。それから金額については、公立が6,640万5,000円、私立幼稚園については765万ということで、足していただいたのが必要な経費となります。

本田委員　　1人目の子が幼稚園、保育園にいなくても対象になるのかどうか、卒園した二子

目の子も対象になるのかどうかお伺いします。

佐藤市長　　今までの条件にあったものを撤廃しておりますので、18歳の子がいて2人目が幼稚園であったとしても対象になるということをお願いします。

高野委員　　教育長の人事について、あす中学校の卒業式ということで保護者の方からも電話があり、まだ決まっていなようだがどういうことになっているんでしょうかという問い合わせがまた来ましたので、どのような経緯になっているか説明できればお願いしたい。

佐藤市長　　まだ議会の提案になっていませんが、近日中にまた調整をして議会に提出できる準備をしたいと思っておりますけれども、議長の人事を高野委員が持っていればありがたいんでしょうけれども、なかなかそういうあれではありませんので、私のほうに任命権がある形になっていきますので、3月の最終日までには何とか議会の議決をいただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

星野委員　　湯之谷小学校が4月から開校ということになっていきますけれども、できればこの委員会で視察をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

森山教育次長　　一般の内覧会を4月1日、2日にさせていただきます。

渡辺委員長　　閉会中に委員会としてできるようであれば日程調整させていただくこととします。

本田委員　　視察というところで、私もリクエストということをお願いしたいのですが、先般公共施設再編整備計画が出されましたが、当委員会所管の施設についての視察ができればと思っております。よろしくをお願いします。

渡辺委員長　　それについても検討させていただきます。ほかにありませんか。(なし) これで、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思っております。本日の福祉文教委員会は、これで閉会とします。

閉　　会（12：13）